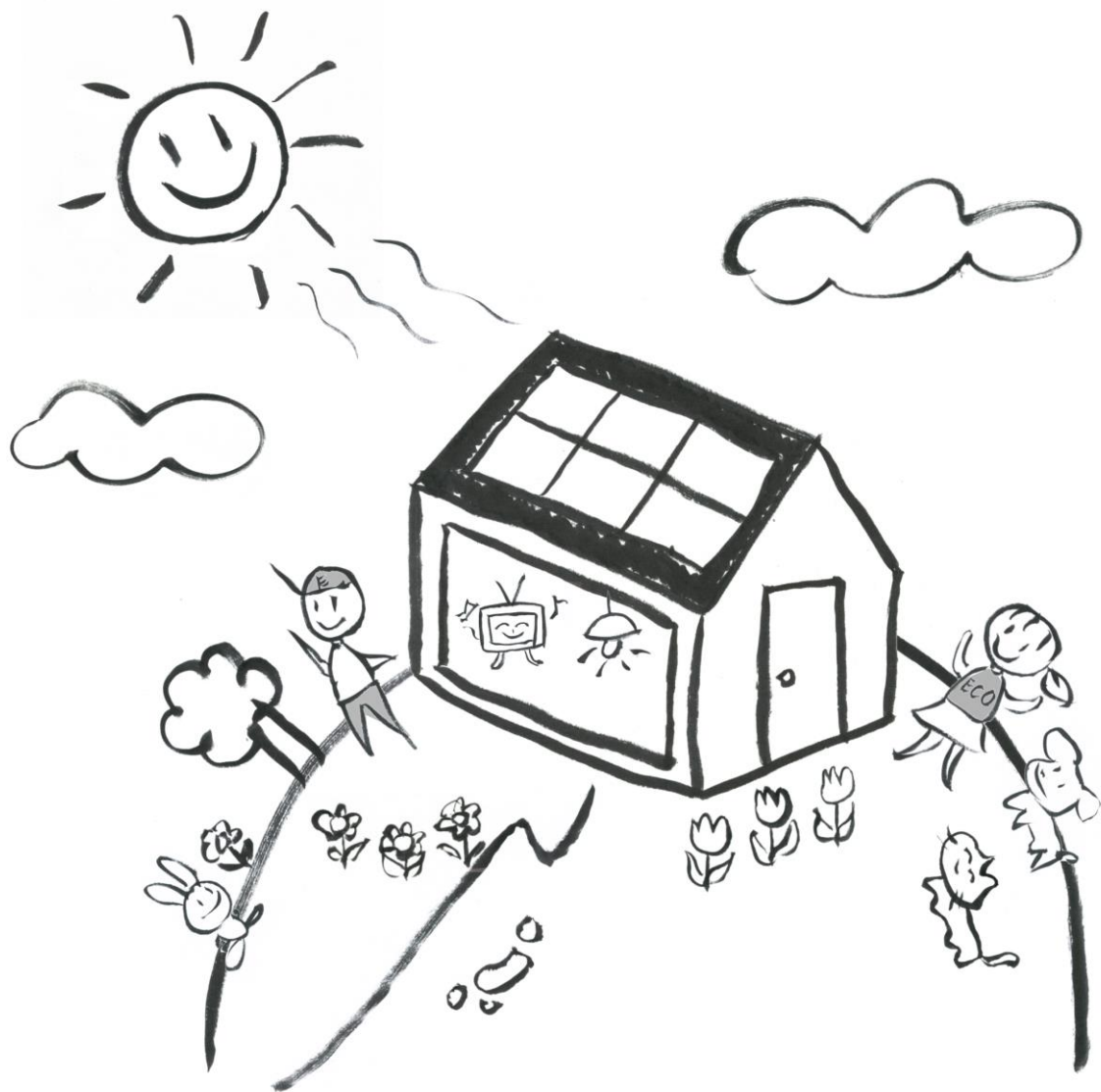


～令和8年度～

脱炭素住宅整備助成事業 の手引き



福島市 環境政策課

目 次

	Page
制度概要について	1
申請フロー	3
交付要綱	4
各種様式の記載例	8
助成申請等に伴う留意事項について	11

令和8年度 脱炭素住宅整備助成事業概要について

1 概要

本事業は、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー活用により一層の普及促進と環境保全の意識の高揚を図り、脱炭素住宅の整備を促進するため、脱炭素に貢献する設備の設置費の一部を助成いたします。

2 助成対象となる方

自ら居住する市内の住宅（専用住宅又は延床面積の1/2以上を住宅の用に供する店舗等併用住宅をいう。以下同じ。）に設備を設置した方又は設備が設置された自ら居住する市内の新築住宅を購入した方で、かつ、次の各号のいずれにも該当する方。

ただし、初期費用0円モデル及びリースによる設置を除きます。

(1) 次のアからウのいずれかに該当する方

ア 当該住宅が設置者の所有であること。

イ 当該住宅が設置者の所有でない場合は、設備設置及び助成金申請に関して当該住宅所有者の承諾を得ていること。

ウ 当該住宅が設置者とその他の者との共有の場合は、設備設置及び助成金申請に関して共有者全ての承諾を得ていること。

(2) 当該住宅を借用していない方

(3) 市税等を滞納していない方

(4) 当該住宅の敷地に住所を有する方

※助成対象者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合は、助成対象者と生計を一にする方（当該住宅の敷地に住所を有する方に限る。）を助成対象者とみなします。

3 助成対象設備

別表（P7）に定めるもので、未使用品に限ります。

4 助成金額

助成対象	助成額
① 住宅用太陽光発電システム	5万円を上限とした定額補助
② 家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	蓄電容量1 kWhあたり1万円（上限10万円） ※千円未満切捨て

5 受付開始及び予算額

令和8年4月6日（月）から受付開始

予算額 3,500万円 ※予算額に到達次第終了いたします。

6 申請書等配布及び申請方法

1. 申請書の入手方法

福島市役所環境政策課でお渡ししているほか、福島市ホームページ (<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>) からダウンロードして入手することもできます。

2. 申請方法

オンライン申請、郵送または福島市役所環境政策課へ直接持参のいずれかにより申請ください。

各支所・出張所では申請受付しておりません。

【オンライン申請】

オンライン申請の場合、助成金交付申請書（様式第1号）及び助成金交付請求書（様式第2号）はフォームへの入力に代えますので、提出の必要はありません。添付書類のデータをあらかじめご準備の上申請ください。

【郵送】

申請書類をお揃えのうえ、下記宛てに送付してください。

※助成金交付申請書（様式第1号）及び助成金交付請求書（様式第2号）の日付は未記入で送付してください（環境政策課で受け取った日を記入します）。

（送付先）

〒960-8601

福島市五老内町3番1号 福島市役所 環境政策課 ゼロカーボン推進係 行

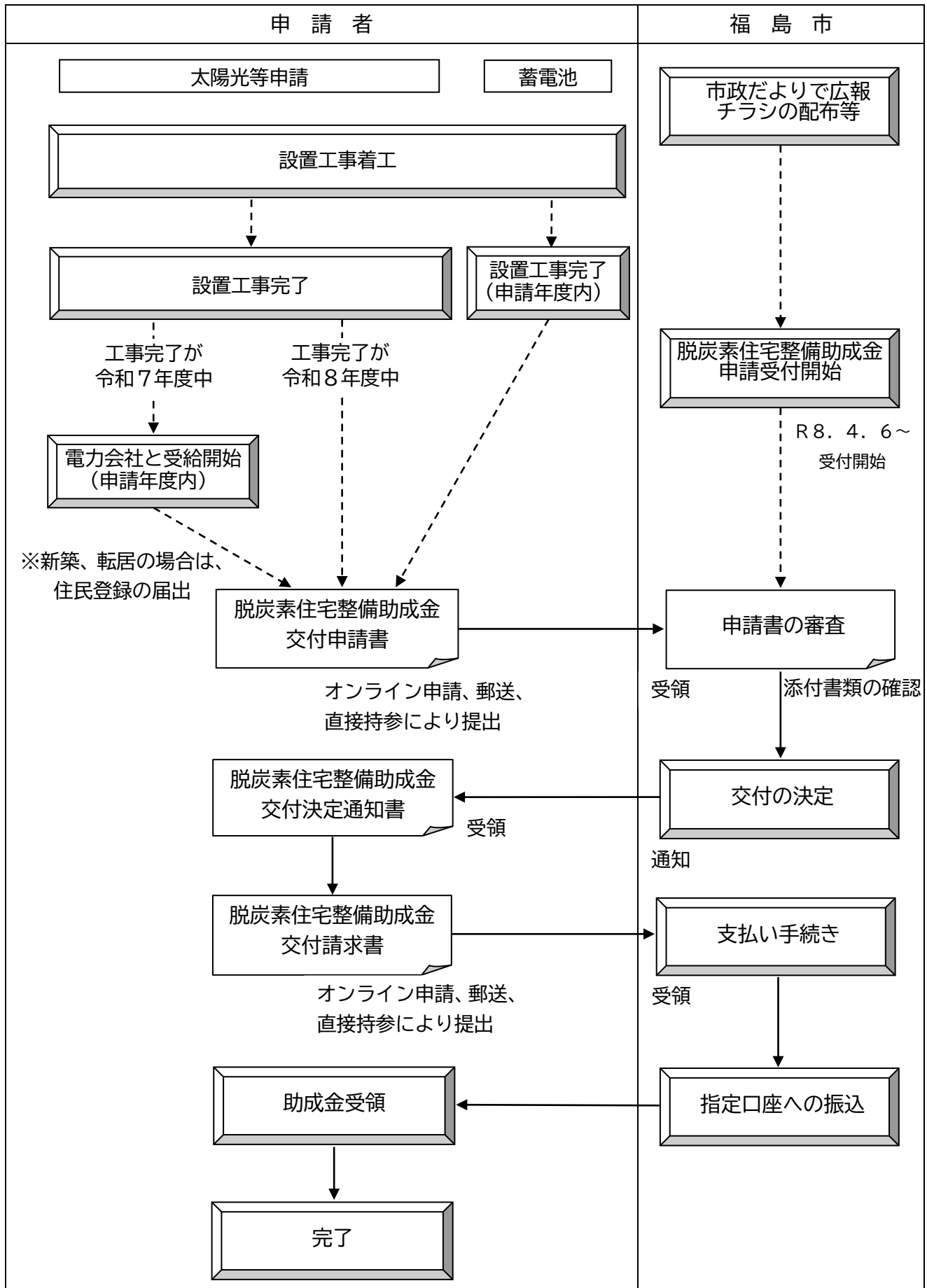
【直接持参】

申請書類をお揃えのうえ、環境政策課（本庁5階）に直接ご持参ください。

※助成金交付申請書（様式第1号）及び助成金交付請求書（様式第2号）の日付は未記入でご持参ください（窓口で記入していただきます）。

令和8年度 福島市脱炭素住宅整備助成事業申請フロー

※ 詳細は要綱に定める。



福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用により一層の普及促進と環境保全の意識の高揚を図り、脱炭素住宅の整備を促進するため、脱炭素に貢献する設備（以下「設備」という。）を設置した者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象設備)

第2条 助成対象設備は、別表に定めるものとし、未使用品に限る。

(助成対象者)

第3条 助成金は、自ら居住する市内の住宅（専用住宅又は延床面積の2分の1以上を住宅の用に供する店舗等併用住宅をいう。以下同じ。）に設備を設置した者又は設備が設置された自ら居住する市内の新築住宅を購入した者（以下「設置者」という。）で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者に対して交付するものとする。ただし、初期費用0円モデル及びリースによる設置を除く。

(1) 次のアからウのいずれかに該当する者

ア 当該住宅が設置者の所有に属すること。

イ 当該住宅が設置者の所有に属さない場合は、設備設置及び助成金申請に関して当該住宅所有者の承諾を得ていること。

ウ 当該住宅が設置者とその他の者との共有の場合は、設備設置及び助成金申請に関して共有者全ての承諾を得ていること。

(2) 当該住宅を借用していない者

(3) 市税等を滞納していない者

(4) 当該住宅の敷地に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている住所をいう。以下同じ。）を有する者

2 前項の場合において、助成対象者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合は、助成対象者と生計を一にする者（当該住宅の敷地に住所を有する者に限る。）を助成対象者とみなす。

3 同条第1項第3号の規定は、設置者の所有に属さない場合の当該住宅の所有者又は当該住宅が共有の場合の共有者全てについて準用するものとする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成対象経費は、助成対象設備の設置に要する経費であって別表に定める経費とする。

2 助成金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は別表に定める額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福島市脱炭素住宅整備助成金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請は、オンライン申請、郵送または直接持参の方法により先着順に行うものとする。

3 受け付けた申請に係る助成金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

4 助成金の交付は、別表に定める各対象設備につき申請者あたり1回限りとする。

5 いわゆる二世帯住宅（同一建物に2世帯の家族が世帯を別にして住む住宅）において、世帯間で建物を所有している場合は、それぞれの世帯に属する居住部分を1住宅として取扱う。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第7条 第5条の交付申請は、規則第14条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、福島市脱炭素住宅整備助成金交付請求書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(オンライン申請方式)

第9条 第5条の交付申請から第8条の助成金の請求にいたる手続きについては、専用申請フォームにて必要事項を入力・送信することで提出に代えることができる。なお、各手続きにおける添付書類については、申請フォームにて添付書類に該当するデータ（写真等）を添付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) その他助成金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、助成金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(財産処分)

第12条 助成金の交付を受けた者は、設備の法定耐用年数の期間内において、設備を処分しようとするときは、あらかじめ福島市脱炭素住宅設備処分承認申請書（様式第5号）を市長へ提出し、承認を受けなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

助成対象	設備の要件	対象設備と対象経費（税抜）	助成額
①住宅用太陽光発電システム	<p>(1) 住宅の屋根等（倉庫・庭先・カーポートなどを含む）への設置に適した低圧配電線と逆流有りて連系し、かつ太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のもの</p> <p>(2) 起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの</p> <p>(3) 申請年度内に設置したもの。ただし、余剰売電を実施する場合は、その受給開始日が申請年度内であるものを含む。</p>	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力量計及びホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS））に係る費用並びにこれらの工事に係る費用、（モジュール設置工事、配線・配線機器の購入・据付、HEMSの設置等を含む）	5万円を上限とした定額補助
②家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	<p>(1) 定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が1kWh以上のもの</p> <p>(2) インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの</p> <p>(3) 申請年度内に設置したもの。ただし、余剰売電を実施する住宅用太陽光発電システムと同時に申請する場合は、その受給開始日が申請年度内であるものを含む。</p>	蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナ等）、その他付属機器等の購入、工事に関する費用	蓄電容量 1kWhあたり1万円（上限10万円） ※助成額は、千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

別表2（第5条関係）

対象設備	添付書類	備考
全対象設備 共通	(1) 対象設備を設置した住宅全体の写真（カラー写真）	
	(2) 設備設置経費に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し	・設備設置工事等が含まれていることが確認できるもの
	(3) 設備設置経費の領収書等の写し及び対象経費の内訳がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できるもの ・領収書に内訳が記載されていない場合、対象経費の内訳がわかるもの（見積り等） ・領収日が申請年度内のもの
	(4) 建物登記簿の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日が3ヶ月以内のもの ・未登記の場合は名寄帳
	(5) 現住所の記載がある本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び建物所有者・共有者全員分 ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
	(6)（該当者のみ）住居番号付番通知書の写し	・受給地点を住居表示（住所）で認定を受け、申請者及び建物所有者・共有者の住

		所と一致しない場合に添付
	(7) そのほか、市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等併用住宅の場合は、居住用部分の床面積が1/2以上確認できる平面図 ・受給開始日を基準として申請する場合は、その受給開始日が確認できる電力受給契約書の写し ・住宅の屋根以外（カーポート、物置等）に設置した太陽光発電設備から住宅へ電力を供給している場合は、その接続状況が確認できる単線結線図等
住宅用太陽光発電システム	(1) 太陽電池モジュールの設置が確認できる写真（カラー写真）	
	(2) パワーコンディショナの写真（カラー写真）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の写真を添付 1. 設備全体の写真、2. 型式名が読み取れるもの
	(3) モジュール配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・モジュールの配置、枚数が記載されている図面
	(4) 出力対比表	<ul style="list-style-type: none"> ・モジュールの製造番号と個々の測定出力等がわかる一覧表
	(5) ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） ※住宅用太陽光発電システムと同時に設置する場合に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・設置設備後、以下のカラー写真を添付してください。 1. 計測機器、2. 画面が起動しているモニター（※スマートフォン等で使用状況等を確認する仕様の場合、その画面が表示されたスマートフォン等の写真） ・設備の型式名が読み取れる以下のカラー写真を添付してください。 1. 計測機器、2. モニター ・設備の型式名が確認できるカタログ等の写しを添付してください。
家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	(1) 設備設置後の写真（カラー写真）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の写真を添付 1. 設備全体の写真、2. 型式名・蓄電容量が読み取れるもの
	(2) 設備仕様が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の型式、蓄電容量が確認できるカタログ等の写し

様式第1号(第5条関係)

福島市長様

○年 ○月 ○○日

〒○○○-○○○○

申請者住所 福島市○○○字△△△11-22

本人確認書類に記載
されている現住所

申請者氏名 環境 太郎

電話番号 ××× - ××× - ××××

メールアドレス ●●●@●●●.●●●.●●●

福島市脱炭素住宅整備助成金交付申請書

福島市脱炭素住宅整備助成事業による助成金の交付を受けたいので、福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 助成事業の名称及び内容

福島市脱炭素住宅整備助成事業	
設置住所	福島市○○○字△△△11-22
住宅区分	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗等併用住宅（※ 店舗等併用住宅の場合平面図添付）
設置区分	<input type="checkbox"/> 既存住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅
助成申請設備	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅用太陽光（電力受給開始日： ○年 ○月 ○○日） <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池（ <u>○○.○</u> kWh）

本人確認書類に記載されている現住所
※受給開始日を基準として申請する場合は、
「太陽光発電余剰電力受給契約確認書」の
「受給地点」

設備（もしくはカタログ等）
に記載されている蓄電容量

2 市税等の納付状況照会

申請者及び建物所有者・共有者は、福島市脱炭素住宅整備助成金の申請に伴い、福島市税等（延滞金含む）について、納付状況（税目・税額等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

3 設備設置の承諾（建物の所有が共有名義、もしくは申請者以外の者が所有している場合）

申請者が脱炭素住宅整備助成申請することに対し、建物所有者及び共有名義人全員が承諾しています。

4 市税等未滞納についての確認

市税等に滞納がないことを確認し、申請しています。

5 書類不備があった場合の連絡先

申請書類に不備があった場合、市より下記いずれかご希望の連絡先へご連絡いたします。

- 右上記載の申請者へ連絡
 下記連絡先へ連絡

氏名	環境 太郎
電話番号	×××-×××-××××
メールアドレス	●●●@●●●.●●●.jp

6 添付書類

対象設備	添付書類	備考
全対象設備 共通	(1) 対象設備を設置した住宅全体の写真（カラー写真）	
	(2) 設備設置経費に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し	・設備設置工事等が含まれていることが確認できるもの
	(3) 設備設置経費の領収書等の写し及び対象経費の内訳がわかる書類	・交付申請者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できるもの ・領収書に内訳が記載されていない場合、対象経費の内訳がわかるもの（見積り等） ・領収日が申請年度内のもの
	(4) 建物登記簿の写し	・交付日が3ヶ月以内のもの ・未登記の場合は名寄帳
	(5) 現住所の記載がある本人確認書類の写し	・申請者及び建物所有者・共有者全員分 ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
	(6) (該当者のみ) 住居番号付番通知書の写し	・受給地点を住居表示(住所)で認定を受け、申請者及び建物所有者・共有者の住所と一致しない場合に添付
	(7) そのほか、市長が必要と認める書類	・店舗等併用住宅の場合は、居住用部分の床面積が1/2以上確認できる平面図を添付 ・受給開始日を基準として申請する場合は、その受給開始日が確認できる電力受給契約書の写し ・住宅の屋根以外（カーポート、物置等）に設置した太陽光発電設備から住宅へ電力を供給している場合は、その接続状況が確認できる単線結線図等
住宅用太陽 光発電シス テム	(1) 太陽電池モジュールの設置が確認できる写真（カラー写真）	
	(2) パワーコンディショナの写真（カラー写真）	・以下の写真を添付 1. 設備全体、2. 型式名が読み取れるもの
	(3) モジュール配置図	・モジュールの配置、枚数が記載されている図面
	(4) 出力対比表	・モジュールの製造番号と個々の測定出力等がわかる一覧表
	(5) ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） ※住宅用太陽光発電システムと同時に設置する場合に限る	・設置設備後、以下のカラー写真を添付してください。 1. 計測機器、2. 画面が起動しているモニター（※スマートフォン等で使用状況等を確認する仕様の場合、その画面が表示されたスマートフォン等の写真） ・設備の型式名が読み取れる以下のカラー写真を添付してください。 1. 計測機器、2. モニター ・設備の型式名が確認できるカタログ等の写しを添付してください。
家庭用定置 型リチウム イオン蓄電 池システム	(1) 設備設置後の写真（カラー写真）	・以下の写真を添付 1. 設備全体、2. 型式名・蓄電容量が読み取れるもの
	(2) 設備仕様が確認できる書類	・設備の型式、蓄電容量が確認できるカタログ等の写し

様式第2号(第8条関係)

○年 ○月 ○○日

福島市長様

申請者住所 福島市○○○字△△△11-22

申請者氏名 環境太郎

電話番号 ×××-×××-××××

福島市脱炭素住宅整備助成金交付請求書

福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	○年 ○月○○日	指令番号	指令第○○○-△△△号
助成事業の名称	福島市脱炭素住宅整備助成事業		
助成金の請求金額	150,000		円

口座振込依頼書

金融機関名	○ ○	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店・支所 出張所
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	× × × × × × ×
フリガナ	カンキョウ タロウ		
口座名義	環境 太郎		
添付書類	振込先の通帳のコピー（銀行名・支店名・口座番号・口座名義人のわかるもの）		

1 交付申請書作成上の留意事項

項 目	留意事項
設置住所	<p>原則として、本人確認書類に記載されている現住所を記入してください。</p> <p>※受給開始日を基準として申請する場合は、「太陽光発電余剰電力受給契約確認書」の「受給地点」を記入してください。</p>
住宅区分	<p>該当する項目に<input checked="" type="checkbox"/>をつけてください。店舗等併用住宅は、店舗・事務所・作業所等の居宅以外のスペースとの併用建物が該当し、居住用部分が延床面積の2分の1以上ある場合のみ助成対象です。</p>
助成申請設備	<p>助成申請をする設備に<input checked="" type="checkbox"/>をつけてください。</p> <p>住宅用太陽光：受給開始日を基準として申請する場合は、電力会社発行の「電力会社との電力受給契約を証する書類」に記載されている「電力受給開始日」を記入してください。</p> <p>また、受給契約確認書に記載されている電力受給開始日に変更があった場合は、電力会社から改めて発行される電力受給開始日が確認できる書類の電力受給開始日を記入してください。</p> <p>蓄電池：設備（もしくはカタログ等）に記載されている蓄電容量を記入してください。</p>
市税等の納付状況照会	<p>申請者及び建物所有者・共有者が市税等を滞納していないか、税務担当課へ照会することに同意をいただく必要がありますので、<input checked="" type="checkbox"/>をつけてください。</p>
設備設置の承諾	<p>建物の所有が共有名義、もしくは申請者以外の方が所有している場合、建物所有者及び共有者全員の承諾が必要です。承諾いただければ<input checked="" type="checkbox"/>をつけてください。</p> <p>※建物の所有が申請者の方単独である場合は<input checked="" type="checkbox"/>は必要ありません。</p>
市税等未滞納についての確認	<p>申請いただく前に、申請者及び建物所有者・共有者の市税等に滞納がないかご確認のうえ、申請ください。<u>滞納が確認された場合、申請を却下させていただきます。</u></p>
書類不備があった場合の連絡先	<p>申請書類に不備があった場合、市よりご希望の連絡先へご連絡いたします。申請書右上に記載されている連絡先以外をご希望の場合は、申請書下段に連絡先を記入してください。</p>

2 交付申請書に添付する書類の留意事項

【全対象設備共通】

No	書 類	留意事項
1	設備設置後の写真（住宅全体）（カラー写真）	対象設備を設置した <u>住宅全体</u> の写真を添付してください。
2	設備設置経費に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し	設備設置に関する工事請負契約書又は売買契約書等の写しを添付してください。 <u>（設備設置工事等が含まれていることが確認できるもの）</u>
3	設備設置経費の領収書等の写し及び対象経費の内訳がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設備設置経費の内訳がわかる領収書の写しを添付してください。（交付申請者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できるもの） ・領収書に内訳が記載されていない場合、対象経費の内訳がわかるもの（見積り等）を領収書の写しと一緒に添付してください。 ・領収書の内訳については、参考様式をホームページに掲載しているほか、環境政策課窓口にて配布しておりますので、ご活用ください。
4	建物登記簿（未登記の場合は名寄帳）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の所有を証明する登記簿の写しを添付してください。（<u>交付日が3ヶ月以内のもの。</u>） ・既存住宅で未登記のものは、名寄帳（市民税課・各支所で発行）を添付してください。 ※名寄帳は1月1日現在所有している資産について、毎年4月より証明されるものであり、新築住宅は記載されず、名寄帳による所有資産の証明ができないので、新築住宅の場合は必ず登記簿の写しを添付してください。
5	現住所の記載がある本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請者及び建物所有者・共有者全員分</u>が必要です。 ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の写しを添付してください。 ・現住所が裏面に記載されている場合は、表面・裏面の写しが必要です。
6	（該当者のみ）住居番号付番通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・受給地点を住居表示(住所)で認定を受け、かつ申請者及び建物所有者・共有者の住所と一致しない場合に添付してください。
7	そのほか、市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等併用住宅の場合は、<u>居住用部分の床面積が1／2以上確認できる平面図</u>を添付してください。 ・本人確認書類に現住所の記載がない場合、前住所が載っている住民票の写しを本人確認書類と併せてご提出ください。 ・受給開始日を基準として申請する場合は、その受給開始日が確認できる電力受給契約書の写しを添付してください。 ・住宅の屋根以外（カーポート、物置等）に設置した太陽光発電設備から住宅へ電力を供給している場合は、単線結線図などその接続状況が確認できる資料を提出してください。

【住宅用太陽光発電システム】

No	書 類	留意事項
1	太陽電池モジュールの設置が確認できる写真（カラー写真）	太陽電池モジュールが設置されていることが確認できる写真を添付してください。
2	パワーコンディショナの写し（カラー写真）	以下の写真を添付してください。 1. 設備全体、2. 型式名が読み取れるもの

3	モジュール配置図	モジュールの配置、枚数が記載されている図面を添付してください。
4	出力対比表	モジュールの製造番号と個々の測定出力等がわかる一覧表を添付してください。
5	ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） ※住宅用太陽光発電システムと同時に設置する場合に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・設置設備後、以下のカラー写真を添付してください。 1. 計測機器、2. 画面が起動しているモニター（※スマートフォン等で使用状況等を確認する仕様の場合、その画面が表示されたスマートフォン等の写真） ・設備の型式名が読み取れる以下のカラー写真を添付してください。 1. 計測機器、2. モニター ・設備の型式名が確認できるカタログ等の写しを添付してください。

【家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム】

No	書 類	留意事項
1	設備設置後の写真（カラー写真）	以下の写真を添付してください。 1. 設備全体、2. 型式名・蓄電容量が読み取れるもの
2	設備仕様が確認できる書類	設備の型式・蓄電容量が確認できるカタログ等の写し

3 交付請求書作成上の留意事項 ※交付決定通知書がお手元に届いてから提出してください。

項 目	留意事項
指令年月日	交付決定通知書の市長名の一行上に記載してある日付のことを指します。
指令番号	交付決定通知書の左上に記載されている福島市指令×××-〇〇〇号を記載してください。
助成金の請求金額	交付決定通知書の助成金の交付決定金額を記載してください。
口座振込依頼書	金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義（フリガナ）を記載してください。 ゆうちょ銀行の場合は、振込みの受取口座として利用できる普通預金の口座番号をご記入ください。

4 交付請求時の添付書類

書 類	留意事項
振込口座通帳のコピー	通帳に記載されている銀行名、支店名、口座番号、口座名義人（漢字・カナ）が確認できる部分をコピーしてください。